

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の改定に係る
第1回懇話会委員・関係団体意見及びその対応等について

資料4

差 替

事前送付時からの修正箇所
は網かけしてあります。

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の改定について

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
1	全般	現計画の施策や重要課題への対応等が、どの程度進んだのか、進んでいないのか、何らかの形で可視化されると、今後の改定につなげやすくなるのではないのでしょうか。また、改定時だけ振り返るのではなく、定期的に進捗状況を確認できる機会があるとよいのではないかと思います。基本計画なので、細かな数値目標などは示さないのかもしれませんが、啓発をするにしても、より具体的に、いつ、誰を対象に、どのような形で行うのか、などが書かれてあると、できたのか、できなかったのか、振り返りやすくなるのではないかと思います。	書面	県と市町村で構成する富山県人権教育・啓発行政連絡協議会において、毎年、各自治体の取組状況を共有するとともに、自治体間で意見交換を行うなど、施策内容の充実に努めているところであり、概ね5年毎としている本計画の改定にも反映させてまいります。また、ご指摘も踏まえ、当計画の記述がより分かりやすくなるように努めてまいります。
2	全般	改定の主なポイントについては、「基本計画」改定後の変化と県民調査（2023年11月実施）の結果を踏まえて行うことになっているが、県民意識調査の中での関心の高まりや、新型コロナウイルス感染症の拡がりによる人権侵害、インターネット上の人権侵害などを考慮することとしているが、単に社会的な状況の変化に応じた、対処療法的な改定ではなく、行政として、様々な人権問題への理解を深めるための基本姿勢とそのための施策の推進ということを重要視した記述にすべきである。	書面	本計画の「第1章3 基本計画の基本理念」において、県民一人ひとりの人権意識の向上と行動定着を図る基本姿勢を示し、第2章で記載する現状と課題を踏まえ、第3章以降で具体的な取組みを記載しております。ご指摘の点も踏まえ、内容の充実に努めてまいります。
3	全般	県民意識調査結果での関心の高まりだけを強調するのではなく、それぞれの項目についての県民意識調査の結果をしっかりと分析し、例えば教育・啓発の手法、課題の周知方法など、これまでの行政施策の成果と問題点を明確にすることが必要である。	書面	第2章で記載する現状と課題を踏まえ、第3章以降で具体的な取組みを記載しております。ご指摘の点も踏まえ、内容の充実に努めてまいります。
4	全般	現在、国でも「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直し作業を進めている。こうした国や他の自治体の「基本計画」についてもその内容を参考にすべきである。	書面	いただきましたご意見については、計画改定の参考にさせていただきます。国の動向を注視し、県の計画・施策に取り入れていくこととしております。
5	全般	今回、「基本計画」改定案がまとまった段階で、十分な期間を設けて、県民から意見募集（パブリックコメント）を行う必要がある。	書面	パブリックコメントについては、今後10月下旬以降に実施する予定です。
6	全般	小中学生にも分かりやすい基本計画になることを願います。	書面	今後、計画の概要版を作成することとしており、県民に分かりやすい内容とするよう検討いたします。
7	計画のポイント	1～5項目に人権課題への対応として（1）女性（2）子どもがあげられているが、基本計画のポイントにはあげられていないのはなぜでしょうか。県内でのDV相談件数やいじめ相談件数が増加している点から人権教育・啓発は必須と思われます。	書面	ご指摘のポイントに掲載させていただいた1～4については、現行計画では取り上げていなかったり、社会への影響が大きくなった項目等を取りあげたものです。DVやいじめの問題については、重大な人権問題であることとらえ、引き続き施策の実施に努めることとしてます。
8	意識調査	設問中に「結婚を許す」「認めない」といった表現があったが、結婚は当事者同士の意思でできることから不相当だと思うので、改めてはいかがか。	書面	ご指摘の点は、憲法第24条にも「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、…」とあり、婚姻を家族が「認める」か「認めない」かで成立するかしらないかが決まるものではなく、表現として適切ではないことから、次回の調査の際に修正します。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
9	女性	県民意識調査の結果を見ても、女性のほうが差別を受けた経験が男性より高い、それからもう一つは、女性のほうが周りに相談をしているというパーセンテージを見てもわかるが、相談機関の充実というのは必要だと思う。	会議	いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。 富山県女性財団をはじめ関係機関と連携しながら、富山県女性相談支援センターにおいて、女性に寄り添った相談・支援を行うほか、SNS等を活用した相談や民間団体と連携したアウトリーチ型相談など相談体制の充実に取り組んでまいります。
10	女性	インターネットとかマスコミで、最近はDVのほかに、例えばAV出演被害防止・救済法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律など、どんどん新しくできてきている。ということは、様々なものが明らかになってきているという状況ですので、そういうものについての周知、それから、全て根底は人権意識ですので、そこを女性に特化した形でぜひ進めていただきたいと思います。	会議	ご指摘の点については、計画の基本理念の中で記載しております(第1章3)。 いただきましたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、女性の人権問題に関する新たな課題については、本文において記載しております。(第2章2(1))
11	女性	アンコンシャスバイアスというのは、別に男女共同参画、女性に関わるものではなく、基本的にははじめにもパワハラにもセクハラにも、全てに通じるものでございますので、いわゆるアンコンシャスバイアスの解消、ちょっと新しい言葉なんですけれども、要は人権意識(差別)の解消というものをぜひこの中では大きくうたっていただきたいなと思います。	会議	ご指摘の点については、計画の基本理念の中で記載しております(第1章3)。 また、アンコンシャスバイアスについては、ご意見を踏まえ、第2章2(1)、第4章1(2)を追加しました。
12	女性	資料3 概要版の資料から(重要課題「女性」以外に該当あり) 女性という項について、男女という表記をどこかの時期に消すべきと考えております。生物学上の話としての記載であれば、男女しかありえないので記載は不要。そして概要版資料内には、性的指向・性自認の項目があるのに相反していると感じます。国がその様な表現をつかっているからだとは思いますが・・・。 例として、男女共同参画→県民総参画等。 男女という言葉を使えば、使う程、区別され、ひいては差別につながると考えております。 概要版の項目 女性 この設問だけ男性が女性よりも優遇されている構図が見えてしまう。 例) 子供の男の子=子供の女の子の取扱い こども～その他 男性も女性も関係なく対象となる 実態として、男性が女性よりも優遇されている状態がまだまだありえるのかと思いますが、比較的若年層はその性差を感じていないのでは・・・。 変な意識をしているのは、一定の年齢層以上?? 逆にこの変な意識を若年層に根付かないように願っております。	書面	ご指摘のように性別で優遇されないように、計画では目指しておりますが、現実的には男女共同参画やDVに係る問題点がありますので、人権問題としては、計画に取り上げ、取り組んでまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
13	こども	<p>今、小学校や中学校でも外国ルーツのこどもたちがとても増えている。そういうこどもたちは学校で居場所がなく、私は多文化こどもサポートセンターをやっているが、そういう場所で自分を発散できるということこどもたちが、本当に今、富山県に数多くいる。</p> <p>富山県は外国人が2万人を超え、人口の2%以上が外国の人になったので、本当に外国の人たちの人権というのは、これからとても大切にしていかなければならない課題だと思う。</p> <p>資料5の国際理解・国際協力に関する教育の推進というところを見ると、いろいろやっつけらっしゃるが、外にばかり行くのではなくて、富山県にいる留学生やこどもたちの教育にもっと力を出してもらうことで、人権教育にもつながると思っているし、違いが大切ですし、違いは力になると思う。当たり前は当たり前じゃないということこどもときから教育に取り込んでいくことで、人権教育につながるのではないかなと思う。</p>	会議	<p>外国ルーツのこどもたちについてご指摘の点については、本文において記載しております(第4章9(2)③)。</p> <p>引き続き、外国人児童生徒が多い小・中学校に外国人相談員を配置するなど外国人児童生徒に対する支援に努めてまいります。</p> <p>留学生についてのご指摘については、県教育委員会作成の「外国人児童生徒教育の手引」を全県立学校に配布し、学校が様々な場面で外国人生徒への支援に生かせるようにしており、今後、外国人生徒が増えることを見据え、支援体制について継続して研究してまいります。</p> <p>私立高校については、今年度から、補助制度のメニューの一つとして、通訳やサポート人材等の配置など、外国人入学生の受入れのための環境整備に対して支援することとしています。</p>
14	こども	<p>いじめが圧倒的に多いと思いますが、「学校」に関与するところが大きいのかと思います。いじめの当事者はおそらく同じ学校の生徒からのものが多いのではないのでしょうか。一昔前のあからさまないじめも絶えていない上に、SNSを利用したものなど多様化している中で、教師にもっと関わりを持ってほしいと思う反面、教師がそれをできる環境にないことも事実です。学校の教師の労働環境の整理をしていく必要があると思います。</p> <p>また、児童相談所というものがあるにもかかわらず、その利用に対するハードルが高いのかもしれない。また、相談しても根本的な解決に導いていないのかもしれない。より子供目線で対応できる機関、組織が必要なのではないのでしょうか。</p>	書面	<p>学校現場における働き方改革についてご指摘いただいた点については、引き続き市町村教育委員会とも連携し、取り組んでまいります。</p> <p>児童相談所についてご指摘いただいた点については、富山駅前のCiCビルに、富山児童相談所、子ども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター、県総合教育センター教育相談窓口を集約した「富山県こども総合サポートプラザ」を整備し、各相談機関の強みを活かし、こどもに関する幅広い相談に対応いたします。</p>
15	高齢者	<p>近くで高齢者の虐待についてあまり身近に感じていないが、テレビなどで施設等の問題やそういうことを盛んに放映されており、私たち老人会員同士がつながりを持って、共通理解を図りながら、もしそういうことがあった場合、高齢者同士で何とか手を差し伸べていかないとはいえないと思っている。</p>	会議	<p>高齢者の虐待防止について、高齢者の方の理解を深めていただくため、高齢者の権利擁護に関する広報・啓発活動などを推進します。</p>
16	高齢者	<p>あまり高齢者の話ではないが、ちょっと前に若いお母さんとこどもに、「おたくのおばあちゃん、お元気ですか」と、聞いたことがある。そのお嫁さんからは、同居しているのに「知りません。本人に聞いてください」という返事があった。同じ家庭内でそういう存在の高齢者がいたとしたら非常に問題だと思ったので、そういう方々をつながりを作りながら、何とか孤立感をなくしていく。お互いに老人同士が孤立感をなくしていくことがこれからは必要だと思う。</p>	会議	<p>高齢者の人権や福祉について県民一人ひとりの関心や理解を深めることが重要であり、県では、高齢者の孤独・孤立化を防止する取組みとして、一人暮らし高齢者等に対する見守りや外出支援など住民参加型の福祉活動に対する支援に努めてまいります。</p>
17	障害のある人	<p>障害者の差別解消法が、平成28年に施行され、大分時間もたったが、まだなかなか差別の意味あるいは合理的配慮、そういったことについて、一部理解が進んでいないように思う。</p>	会議	<p>障害者差別解消法や県条例の普及・啓発、障害や障害者に対する理解促進について、より一層取り組んでまいります。</p>
18	障害のある人	<p>雇用環境も幾らか進んでいるが、なかなか差別の観点で雇用が進まない部分もある。</p>	会議	<p>ご指摘の点については、第4章4に追加しました。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
19	障害のある人	旧優生保護法の違憲判決や平成28年の津久井やまゆり園事件を振り返って、社会全体で継続的な取組みが大事なかなと思う。	会議	引き続き、障害や障害のある人に対する理解促進、差別解消に取り組みます。
20	障害のある人	先般の国連の障害者権利条約について、対日審査の勧告が行われました。各障害者分野ですけれども、学校教育、それから地域生活、就労、いろんな課題があります。これも大きな節目になっていくと思います。	会議	いただきましたご意見については、各分野において、適宜、関係機関とも連携し、障害者権利擁護のための取組みを推進まいります。
21	障害のある人	いろんな相談機関はあるが、実際に誰に、どこに相談したらいいかは、やっぱり保護者の方もよく分かっていないと思うので、学校がそういう環境づくりをしていくことが大事かなと思う。	会議	問題別の相談機関を長期休業前に学校を通じて保護者への周知していますが、より一層周知に努めてまいります。
22	障害のある人	精神障害者は、精神の病気であり、一番偏見と差別に合っている。世の中ではこういうことをしゃべる機会がないから、居場所や親の居場所があればいいんですけども、みんな隠している。 近所の方が探ってくるため、目線を意識する。年配の人がちょっと問題で、若い方は知っていても言わない。	会議	県では、富山県障害者計画に基づき、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の趣旨を広く周知することで、障害を理由とした差別の解消に向けて県民への理解を図って行くこととしております。 いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
23	障害のある人	教育について、障害がある子らに、「その子らに応じた」（手厚い）教育をという理念で特別支援教育として、健常児と分けて障害児を教育することが、そもそも、インクルーシブという理念を醸成させようということに対する、最初にして最大の障壁となっている。 学齢期を迎えるにあたり、支援学校か地元の普通学校かという選択ではなく、全てを地元の小学校で受け入れ、朝礼やホームルーム等の多くの時間を健常児と障害児と一緒に扱うという前提で、対応に差を設けるようにすべきである。心がやわらかい小学校低学年の期間において、「障害のある子は、あっちの教室だよ（別の学校だよ）」といったことを刷り込んでおいて、後に人権だとかインクルーシブだとか教育して、身になるはずがない。 というようなことを、国はもちろんのこと、県や市町村で教育行政に携わる者、それらのシステムをコントロールする立場に在る者全員が理解・共有しなければならない。	書面	国が示す基本的な方向性である、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である」に基づき、進めてまいります。
24	同和問題(部落差別)	インターネット上に部落差別の差別情報が流れる、あるいは昔のいわゆる部落名簿みたいなものが情報として流出しているという情報がありまして、非常に憂慮しておりますが、私は、片方にそういう悪質な人権侵害の情報が流れる一方で、その人権侵害の被害者にならねばならない人たちが訴える窓口が多角的に用意されなくては駄目だと思う。	会議	相談窓口については、法務局等に開設されております。県においても、人権問題についてお問い合わせがあった場合は、引き続き適切な相談窓口等のご案内に努めます。
25	同和問題(部落差別)	提示されている資料では、部落問題についての県民意識調査結果で、「部落差別が存在する理由」の回答では、「部落差別・同和問題はもはや存在しない」という回答が一定程度あり、「わからない」との回答と合わせて、部落問題に対する無理解、否定的な回答への対策をどのようにしていくのかが明示されるべきである。	書面	県民の同和問題に関する正しい認識と理解が深まるよう、引き続き効果的な啓発活動を推進してまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
26	同和問題 (部落差別)	学校教育、社会教育での課題（これまでの教育や啓発が十分でなかったから）という回答が増えていることから、その分析と具体的な対応策を明示すべきである。特に教職員のための指導用の教材、社会教育における手法の課題、改善策を具体的に明示すべきである。	書面	学校教育及び社会教育については、本文において記載しております(第3章1、2)。 県民の同和問題に関する正しい認識と理解が深まるよう、引き続き教育・啓発に努めてまいります。
27	同和問題 (部落差別)	「人権課題への対応」（資料9）にある「（7）同和問題（部落差別）」にある「県内には歴史の過程において同和地区が存在、現状のその実態を把握することは困難だが」の部分は削除すべきである。「部落差別解消推進法」にも明記されているように、部落差別撤廃の問題は、国民的課題として、そのための教育・啓発の推進、相談体制の充実が、国や自治体の施策として取り上げられている。なお、現在の「基本計画」にも同様の記述があるが、実態の把握が困難になっているのは、行政として積極的な実態の調査、問題解決のための施策の立案を放置してきたことがその背景にあることをしっかりと総括した上での表現にすべきである。	書面	県内の同和問題に係るこれまでの状況から、このままの表現とします。 なお、同和問題（部落差別）については、これまでも研修会でテーマにするなど取り組んできたところであり、今後とも差別解消に向けて取り組んでいくこととしています。
28	外国人	新型コロナウイルス感染症拡大のもと、外国人に対する偏見や差別が見られたこと、また、外国人犯罪の報道が外国人に対する偏見や差別を増長しやすい状態にあることにも触れてはどうか。	書面	ご指摘を踏まえ、第2章2(9)に追加しました。
29	外国人	31ページ下から9行目「言葉が通じないこと」は表現が強いので「言葉の壁がある」といった表現ではどうか。	書面	ご指摘を踏まえ、第2章2(9)を修正しました。
30	インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について、子どもたちの生活と切り離せない状態となっているので、ここを改定していただくということで、より内容が充実したものにさせていただけるということで、すごく期待をしている。	会議	ご指摘の点については、第2章2(11)、第4章11に追加しました。
31	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	LGBT理解増進法ができ、そもそも差別はあってはならないという理念の下で、地方公共団体は知識の普及、相談体制の整備みたいなものが努力義務として求められている。ただ、努力義務といっても、罰則がないとはいえ、公共団体にはぜひ進めていただけるものだろうとは思っています。それ以上のことも可能である範囲で進めていただければと思っている。	会議	法律の規定を踏まえ、第4章12(1)に追加しました。
32	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	計画をつくる際にも、全てのセクシュアリティを100%正確に書くのは難しいかもしれないが、内容を十分精査して付け加えて記していただきたい。 特に性同一性障害が、世界的に病気ではないとされ、日本でも性同一性障害から性別不合に、病気ではないという扱われ方になってきているので、特に留意してまとめていただけるとよいかと思う。	会議	「性別不合」を第2章2(12)で追加しました。
33	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	県民意識調査の中で性別を回答しないという選択肢を入れていただいたと思います。この項目があるということで、性別を選ばないとか選べないという人も排除しないという姿勢は見せられているので、大事なことと思うので、継続していただきたい。	会議	継続実施を予定しております。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
34	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	県民意識調査の結果で、性的指向や性自認に関して問題点が分からないとしていた方が多かったが、どういった人がいるのか、どういったことで困りやすいのかということが伝わっていないと思うので、知識とか意識の啓発というものがさらに必要になると思う。	会議	ご指摘の点については、本文において記載しております(第4章12(1))。いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます、県民理解の促進に一層努めてまいります。
35	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	資料7の74ページに専門相談の窓口や安心して話すことのできる場所というものを探している人が多いという結果がある。他の地方自治体で実施されているが、専門相談窓口や相談窓口に行くことがすごい難しいことだったり、なかなか相談することができないという人もいますので、安心して居場所を自治体で提供することが望ましいと考えている。	会議	いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
36	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	資料5の性的指向とか性自認に関する関連資格として、相談対応者の養成のために、カウンセリング経験がある教諭の派遣とかをして、相談員やソーシャルワーカーを派遣ということをしている。この事業もすごく重要ではあると思うが、派遣される皆さんがLGBTQや性的指向、性自認の知識とか経験というのをどれだけ持っているかは、本当に様々だと思う。派遣される側の意識や知識をチェックできるとよいと思う。	会議	いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます、資質の向上に努めてまいります。
37	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	専門相談の窓口をつくる場合にも、取りあえず安く頼めるところに頼んだというのでは、かえって当事者を傷つけてしまうこともありうるので、もちろんコストを考える必要はあると思うが、対応は十分にできる人に委託など十分信頼できる相談窓口というのをつくらないと、かえって人権の侵害となりかねないと思う。	会議	いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
38	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	県のパートナーシップ制度について、アウトイングというような性的指向・性自認が暴露されるリスクを減らしたり、利便性を上げるとよいと思う。例えば、今だと県庁の辺りに来ないと宣誓ができないと思うが、例えば富山市まで来るのに1時間かかる人が、平日休みを取って簡単に来られるかというのと、そうではないと思うので、県内の市町村でも対応できるようにするとか、面談はオンラインで行うなど方法は幾つか考えられる。	会議	本人による宣誓の意思を確認するため、県職員の面前で行う運用としておりますが、いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
39	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	基本計画改定時には、「LGBT理解増進法」は、正式な名称「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」で記載していただけるとよいのかなと思います。	書面	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を第2章2(12)で追加しました。
40	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	富山県パートナーシップ宣誓制度は、県と市町村の連携会議のような場や、関係団体との意見交換の場があるとよいのではないかと思います。	書面	ご指摘いただきました県と市町村の連携会議については、本文において記載しております。(第5章2) 関係団体との意見交換の場については、今後の施策の参考にさせていただきます。
41	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	県の福利厚生でも、受領証が使えるようにしていただけることを希望します。	書面	県職員の福利厚生等については、地方公務員法において、国家公務員や他の地方公共団体と均衡することとされています。また、地方公務員等共済組合法では、同性パートナーが組合員の被扶養者として認定されていないことから、現状においては難しいと考えます。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
42	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	県民意識調査において、性的指向や性自認の人権問題への関心が前回調査よりも高まっていることが示されました。しかし、個々の人権問題について、性的指向に関して「わからない」の回答が30.0%ととても高く（前回調査と数値はほとんど変化ない）、県民の関心とは逆に、正しく知る機会が不足していると読み取れます。そこで、「性的指向、性自認など性の多様性に関する理解の促進」において、より実効性のある取組みが必要と考えます。具体的には、例えば、ヒューマンコミュニケーションフェスタを富山駅構内や富山市総曲輪のグランドプラザなどの広場でも行い、県民が様々な人権課題に触れる機会をつくれれば、県民の人権意識を高められるのではないのでしょうか。それと同時に、人権課題に取り組んでいる団体や企業も参加できるようにして広がりをつくることで、効果的に人権課題を啓発する機会になると考えます。	書面	いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。今後とも県民の理解を増進する取組みを進めることとしております。
43	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	現状では性の多様性を正しく知っている先生と知らない先生のギャップが存在します。一部かもしれませんが、残念ながら、いまだにLGBT等への偏見や差別意識のある先生もいます。児童生徒が先生に悩みを相談したとき、性の多様性を知っている先生に話を聞いてもらえるかどうかは、運であってはならないと思います。そのために、教職員全員へ、性の多様性を啓発する資料を作成、配布する必要があると考えます。その後、新人教員へは毎年全員に啓発資料を配布した上で研修（人権教育全般の研修でもよいと思います）を受けるなど、児童生徒が安心して学べ、相談できる環境を時間がかかっても着実につくっていく必要があります。そのような取組みを希望します。	書面	いただきましたご意見については、研修等の充実を呼びかけ、教職員の人権意識の高揚に努めてまいります。
44	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	現計画（47ページ）にも、労働施策総合推進法が改正されたことは記載がありますが、性的指向や性自認に関する侮辱的な言動やアウティングについてもパワーハラスメントになることが記載されておらず、抜け落ちている感じがします。重要課題への対応の性的指向、性自認に関する「企業への啓発」においては、このような視点も盛り込んでいただければと思います。	書面	性的指向及び性自認に関するパワーハラスメントについては、第4章12(3)及び〔用語解説、参考統計資料〕※39において、記述を追加しました。
45	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	富山県パートナーシップ宣誓制度への協力依頼や人事担当者への性の多様性の研修の機会を設けるなど、企業への取組みを推進していただければと思います。	書面	県内企業の協力を得ながらサービスの充実に努めることについては、第4章12(4)に追加しました。
46	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	県民意識調査 報告書の74ページを見ると、人権課題の解決のための方策として「悩みを安心して話すことができる場が充実すること」が高くなっています。現状ではいくつかの市民団体がLGBTQ+等が参加できる交流会を定期、不定期で行っていますが、常設の居場所や情報発信センターはありません。相談窓口にかかることはハードルが高いと感じている人でも気軽に利用でき、自分らしく居られる場があれば、ふとしたときに悩みを話せたりすることもあると思います。理想としては、様々な人権や多様性が尊重されるカフェのような場所があるとよいのでしょうか。県と関係団体や企業が連携して、このような居場所づくりや安心して居られるセーフスペース設置の取組みができれば、国内でも画期的な取組みになるのではないかと思います。ぜひご検討をお願いいたします。	書面	いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
47	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	昨年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体の役割としては、第5条、第10条記載されている。 今回の「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の改定においても、法律施行後初めての改定となるので、この点を踏まえて改定をお願いいたします。	書面	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を踏まえた性の多様性に関する理解増進に向けた取組みを第4章12で追加しました。
48	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	県民意識調査によると性的指向や性自認に関する課題に関心がある方は、課題解決のために「4 人権課題に対応する専門の相談機関を充実すること」が35.8%、「5 悩みを安心して話すことができる場が充実すること」が59.7%となり、高い割合になっています。これは、専門相談窓口やいわゆる「居場所」が必要であるという声が多いと言える。 ただ、人権関連施策(令和6年度)を見ると、「学校における相談、支援体制の充実」として、児童生徒への相談体制を充実させることは記載されているのみで、誰でも利用できる専門相談窓口の開設はされていない。また、相談対応を行う人が性的指向や性自認に関する視点を持っているかどうか、研修等が行われて学習の機会があるかどうかもわからない。 実際には、児童生徒以外のLGBTQ+やその周りの人も困りごとに直面するので、月1回程度、あるいは最初は年1回から数回程度であったとしても誰でも利用できる性的指向や性自認に関する専門的な相談体制の構築が望ましいと考えております。 何か理由があり、年1回や数回でも窓口を開設できない、という場合は、すぐに開設しないこともやむを得ないかと思いますが、その場合もその理由を市民に示したり、他の相談窓口で性的指向や性自認に関する相談した際に二次被害を与えたりしないよう、研修を行うなど適切な対応が求められます。	書面	国においては、(一社)社会的包摂サポートセンターと連携し、「よりそいホットライン」を相談窓口として提供されています。 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第10条では、「国及び地方公共団体は、～知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定されており、国の動向を踏まえて、専門的知識を有する方での相談対応ができるかどうか等課題について、検討してまいります。
49	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	相談以前の問題として、LGBTQ+の人々が自分の気持ちや悩みを素直に話せる場やいわゆる「居場所」(LGBTQ+の交流会、ピアサポートの場)がないことも課題です。	書面	いただきましたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
50	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	連携協定締結をした茨城県でパートナーシップ制度を利用していた方が、富山県に転居することで受けられるサービスが減ることが無いよう、同水準の施策が必要です。	書面	いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。 利用サービスの拡大に向けた働きかけを引き続き行います。
51	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	富山県として、すでにLGBTQ+や多様な性に関して広報や啓発は行われているかと思いますが、もっと質量ともに上を目指せると良いかと思えます。	書面	いただきましたご意見については、今後の施策の充実に努めます。
52	災害に起因する人権問題	1月1日に能登半島地震が起きたが、障害者はなかなか一般の避難所になじめない難しい障害が個別にあります。2次避難所というか、それぞれの障害に合った避難所が本当はあるわけだが、実際にはできていない。 こういう人権的なことが起こり得る災害の折には、各市町村、その他いろんな場面で、小さいところの避難所でも、その人に寄り添うような考え方で運営してほしいと思う。	会議	ご指摘の点については、第2章2(13)、第4章13に追加しました。 引き続き、安心して避難所を利用いただけるよう、避難所運営の主体となる市町村とともに取り組んでいきます。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
53	災害に起因する人権問題	<p>私も震災のときに輪島や珠洲に何度も足を運んだが、珠洲の避難所で、避難所が開設されてすぐに、インドネシアの実習生たちも避難所にみんなで行ったそうだが、やっぱり外国人がこんなに来たということで、避難所のお年寄りたちにすごい嫌な顔をされて、いたたまれなくなって、4日で元いた自分たちの寮に戻ってしまった。</p> <p>震災時というのは本当に日頃の差別意識が増幅される場だと思っており、そういう場面でもやっぱり外国人に対する人権教育、外国の人たちにどう接していくかというのはとても大事な課題だと思っている。</p> <p>実は、今、日本がどんどん高齢化して、震災時にもボランティアに行く人も日本人は減ってきた。でも、外国の人たちは若い世代の人たちがとても多いので、能登の震災のときでも、1月2日には氷見に、トラックいっぱい水を積んで射水の外国の人たちが持って行ったり、先ほど言いましたインドネシア人実習生のところに富山から毎週物資を持って運んでいったのも、富山に住んでいる外国の人たちでした。</p> <p>そういう人たちがいるんだよということをもっと、日本の人たちはあまり触れる場はないかもしれないんですけど、先ほども言った、せっかく外国ルーツのこどもたちがいるので、そういうところからしっかり取り組んでいけたらいいのではないかと思う。</p>	会議	<p>ご指摘の点については、第2章2(13)、第4章13に追加しました。</p> <p>外国人や外国にルーツを持つ方への配慮がされるよう、避難所運営の主体となる市町村とともに取り組んでまいります。</p>
54	災害に起因する人権問題	<p>災害に起因する人権侵害で、能登半島地震が起きた際、PTAの保護者の方から、不登校になっているお子さんが避難所にも行くことができなくて、困っているということがあった。</p> <p>今回改定されるに当たって、様々な事情を抱えているこどもたちに配慮できるように、PTAとしても活動の指針となる見方も御教示いただけるものがあつたら、本当にありがたいと思っている。</p>	会議	<p>避難所への避難が困難な方への対応は重要な課題であると認識しております。国や他の都道府県の取組みを参考にしながら、引き続き、検討してまいります。</p>
55	災害に起因する人権問題	<p>富山県の「避難所運営マニュアル策定指針（令和4年5月改定）」には、性的マイノリティへの配慮に関する記載があるが、トイレ以外の具体策などが十分に示されているとはいえないと思う。</p> <p>今年1月の能登半島の際も、避難所では名簿作成時に性別や続柄・同居者との関係の記入を必須とするなど行くことをためらうような避難所もあったと聞いた。</p> <p>また、一部の避難所では、入浴の際に「要配慮者」用に個別に入浴できる時間が作られたなどとも聞いています。</p> <p>避難所を運営する際には、男性以外にも女性や様々なジェンダーの人がいることを想定する必要がありますし、様々な人に運営に関わってもらうことで、より多くの人々が安心できる避難所にできると思います。</p> <p>また、避難所運営を検討したり実際に行ったりできるように、災害対策という文脈でも教育や啓発は必要になる。</p>	書面	<p>ご指摘の点については、第2章2(13)、第4章13に追加しました。</p> <p>また、「避難所運営マニュアル策定指針（令和4年5月改定）」の見直しを行い、避難所運営の主体となる市町村とともに取り組んでいきます。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
56	人権教育	例えばいじめとか、そういう他者に対する加害的な行為等について、どうしてそのような行為をしてしまうのかということを考えていかなければならないと日頃思っている。細かいことはいろいろあるんですが、大事だと考えていることは3つあり、1点目は、一人一人のこどもの自尊感情というものをしっかり育てなければならぬということ。2点目は、それぞれの障害やいじめなどの課題となっていることに対する正しい理解ということ。正しく理解できていないからこそ、偏見を持ってしまうのではないかと思う。3点目は、日頃から人は違うものということを指導していかないといけない。	会議	ご指摘の点については、本文において記載しております(第3章1(1)①(5)②)。
57	人権教育	特に学校現場としてもすごくそうだなと思うのは、インターネットによる人権侵害です。今、子どもたちの中ではSNSとの関わりは切っても切れないところにある。正しく使えば大変便利なものということは学校でも伝えているが、学校だけではなく、家庭や地域での同じ方向を向いた意識の高まりが、今後、なお一層は必要ではないかと考えている。	会議	ご指摘の点については、本文において記載しております(第3章1(4)、第4章11(2))。
58	人権教育	高校には情報Ⅰという科目があるが、取り扱うことだけでなく、様々な情報をどのように受け取り、判断し、選択していくのか。また、発信する側としてどのようなことについて考えていかなければいけないのかというところを、学校や授業等でより一層考えさせていく必要があると思っている。	会議	「情報Ⅰ」では、情報社会の問題を発見・解決する学習活動を通して、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、科学的な根拠をもって物事を判断する力を育成するとともに、情報に関する法規や制度に適切に対応する力や情報モラルに配慮して情報を発信する力を養っています。
59	人権教育	福祉のまちづくりがあるが、こういったことについても人権教育の中で取り上げて進めてほしい。学校教育だけでなく、一般社会、例えば公民館活動とか地域のいろんな団体でも取り上げるようになってほしいと思う。	会議	学校教育についてご指摘の点については、本文において記載しております(第3章1(1)②④)。社会教育についていただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます、公民館をはじめとした地域活動の中での人権教育が進められるよう、啓発に努めてまいります。
60	人権教育	確かに学校教育で、ふれあいを通じていろんな自立を進めていくことも大事だけれども、他者のいいところは認め合うということも育てていくことが大事だと思っている。	会議	ご指摘の点については、本文において記載しております(第3章1(1)②)。
61	人権教育	小学校、中学校ぐらいまでには人権ということがしっかり根づいたならば、人権問題というのは随分減っていくのではないかと思う。ただ、最近先生方の働き方改革ということも問題になっているが、本当は先生方にもっと余裕があって、一人一人のこどもとじっくり付き合える、あるいは話し合える、そういう場が非常に大事だと思うが、今の現状では大変だと思う。私も昔、小学校に勤めていたので、学校の先生方の余裕のなさというのは十分理解できるが、子どもたち一人一人をしっかり見詰め、子どもたちが持っている人権の問題を全体の問題として捉えながら育てていかないと、この人権という問題は解決しないと思う。それと同時に、保護者への教育も非常に大事だと思う。	会議	人権教育についてご指摘の点については、本文において記載しております(第3章1(1)①(4))。学校現場における働き方改革についていただきましたご意見については、引き続き市町村教育委員会とも連携し、取り組んでまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
62	人権教育	より多様化、複雑化する社会において、児童生徒への人権教育が大切であると思います。低学年の頃から、他者との違いを尊重する気持ちや様々な人権課題について少しずつでも触れておくことができれば、互いに助け合い、思いやりをもって他者と接することができるようになると思います。発達段階に応じたそのようなカリキュラムを県内の全学校で導入していただきたいです。そのために、教員全員への人権教育が必要と考えます。	書面	ご指摘の点については、本文において記載しております(第3章1(1)②(5)②)。引き続き、人権教育の推進及び教職員研修等の充実に努めます。
63	人権教育	学校で教育すること自体は大事であり、生徒が集まっている中で実施できるので今後も内容を考えながら継続すべきです。ただ、いくら学校で教育しても、家庭環境等で無理解な大人が影響力を持っていると、子供の意識もそちらにつられるのではないのでしょうか。そのような大人への教育と警告を随時行う必要があると思います。マスコミ等を利用した人権啓発、現在はテレビやラジオ以上に視聴されているSNSでの発信など、もっと露出度を上げた取組みが必要なのではないのでしょうか。	書面	ご指摘いただきました学校と家庭との連携については、本文において記載しております(第3章1(4))。また、県民一般に対する人権啓発については、本文において記載しております(第3章5)。マスコミ等を利用した人権啓発についていただきましたご意見については、効果的な広報媒体を検討します。
64	啓発	最近、カスタマーハラスメントの話題があがるので、皆さん、名称はもう御存じかと思うが、私たちのある団体の調査によると、例えばサービス業や行政サービスをされている方は、本当に深刻な問題を抱えている。精神疾患や人手不足にもつながるので、私たちは大変課題視をしている。私たちも動いているが、倫理的な消費者行動を啓発することしかできない。 最近よくドラッグストアや郵便局には、このようなことはカスタマーハラスメントに該当するのでやめましょうというポスターが掲示されており、少しずつ意識が動いてきたのかなと思うが、先ほど、人権関連施策(令和6年度)、資料5を見せていただけていまして、ちょっと残念ながらそのようなことには触れられていなかったの、もし可能でしたら、例えば県民一般に対する啓発活動みたいなどころに書き加えていただければありがたい。	会議	ご指摘を踏まえ、第3章4に追加しました。
65	その他	富山県には人権という名を冠した部署がどこの役場にもない。何かこれは人権侵害じゃないかと思ったら、誰でもそこへ訴えに来られる窓口が開かれていなければならないのではないかと。ぜひ県民生活課の横に人権保護担当と書き入れるとか、そういう情報の、ここが集約場所だというイメージのあるものを掲げてほしい。	会議	ご指摘の点については、庁内部局で横断的に組織する連絡会議を設けて取り組むこととしており、現時点で新たな組織を設置することは考えておりませんが、引き続きホームページ等において、県民生活課に人権担当を置いて、人権に関する問合せ窓口としてして周知しています。
66	その他	コロナ禍では女性が一番全国的にも自殺した方が多いということもございますので、そういう社会的弱者への揺るぎない県の姿勢というのを計画の中で出していただければと思います。	会議	ご指摘の点については、本文において記載しております(第1章3)。
67	その他	人権の内でも「自死」についても取り扱いを検討していくことも必要。	書面	ご指摘の点については、本文において記載しております(第2章2(14)、第4章14)。